

【2025年4月公募】JICA有期職制募集ポスター一覧

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
1	東京都	アフリカ部アフリカ第一課 (アフリカ地域・国担当業務)	期限付職員3号	援助アプローチ/戦略/手法	(1) 協力対象国の経済・社会の現状と開発課題の分析 (2) JICA事業(有償資金協力、無償資金協力、技術協力)の実施方針や協力プログラム等の策定・取りまとめ (3) 案件形成に関する各種業務(情報収集・確認調査、協力準備調査の計画・実施等) (4) 有償資金協力案件の審査・実施監理 (5) 現地出張を適じした、在方政府・関係機関及び他ドナー等との協議、調整、現地調査 (6) TICAD9に関する業務(開催に向けた準備、各種イベント対応、フォローアップ等) (7) その他、上記業務に必要なとなるJICA内外との協議・調整、各種情報収集・整理、事業案精管理等	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2025年9月30日)
				多岐にわたる分野			※更新なし
2	東京都	国際協力調達部渡航推進課 (海外で活動する皆さんをサポート)	期限付職員3号	一般事務・経理	(1) JICA事業関係者の出張・赴任に係る事務(旅費・手当の計算、支給含) (2) JICA事業関係者の渡航に係る事務(労災加入、公用旅券請求事務含) (3) 出張・赴任に係る国別情報等、渡航に係るナレッジ蓄積と発信 (4) 調達・派遣改革の推進 (5) その他、国際協力調達部長が別途指示する業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
3	東京都	国際協力調達部渡航推進課 (出張者をサポート)	期限付職員3号	一般事務・経理	(1) JICA事業関係者の出張・赴任に係る事務(旅費・手当の計算、支給含) (2) JICA事業関係者の渡航に係る事務(労災加入、公用旅券請求事務含) (3) 出張・赴任に係る国別情報等、渡航に係るナレッジ蓄積と発信 (4) 調達・派遣改革の推進 (5) その他、国際協力調達部長が別途指示する業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
4	東京都	管理部債権管理第一課	期限付職員3号	援助アプローチ/戦略/手法	(1) 円借款の貸付実行に関する事務 ①貸付実行申請書類(英語)の内容確認 ②貸付実行に関するデータのシステム入力 ③取引銀行やJICAの在外事務所との連絡・調整等 (2) 円借款の貸付契約に関する事務 ①貸付契約に関する契約文書案(英語)の内容確認、その他関連法務事項の検討 ②上記②①に係る本部内関係各部との連絡・調整 (3) 上記業務に関連するセミナー・研修の実施、新システムの稼働支援 (4) その他、課の運営上生じうる付属業務(他部からの作業依頼対応等)	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日)
				一般事務・経理			上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
5	東京都	総務部法務課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) JICAコンプライアンス規程に基づき報告される事故の受付及び対応 (2) コンプライアンス・ハラスメントに係る相談の受付・対応の補佐 (3) 取引先バックグラウンドチェックの補佐 (4) その他法務・コンプライアンスに関する事項 ①法務・コンプライアンスに関する各種委員会、セミナー・テストの運営補助業務 ②法務・コンプライアンスに関する研修教材の作成・編集 ③法務・コンプライアンスに関する文書(内部規程、契約書雛形、合意文書等)の審査又はその補助業務 ④法人登記・証明書発行を含む法務関連の手続き ⑤法令規程データベース関連業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日)
				ガバナンス			上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
6	東京都	安全管理部安全対策第二課	専門嘱託3号	安全管理	(1) 政治・治安情勢に関連する現状や動向に関する情報の収集・分析と関係者への提供 (2) 安全対策措置(渡航措置・行動規範)や安全対策マニュアルの改訂・運用 (3) 上記に関連する現地調査や各種安全対策業務 (4) 安全対策経費、予算の執行管理 (5) 有事・緊急事態発生時の対応 (6) その他付帯業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日)
				援助アプローチ/戦略/手法			上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
7	東京都	広報部広報課	専門嘱託3号	広報	(1) 一般市民(特に若年層)を対象とした広報活動 ①JICA広報に係る企画・運営(動画等制作、イベントの実施等)、業務委託業者等調達手続・契約管理、等 ②国際協力イベント(グローバル・フェスティバル等)の準備及び運営管理、他部署・拠点への助言 ③プロジェクト・ウェブサイト・海画制作・イベント準備、業務委託業者等調達手続・契約管理、等 (2) 広報基幹業務の実施 ①広報部等のSNS戦略策定・運営・管理 ②SNSの広報研修 ③写真データベース(JICA Photo Library等)管理、調達手続・契約管理、等 ④YouTubeチャンネル運営管理・活用等にかかる支援(主担当者は別途配置) (3) 広報関連業務の実施 ①担当地域・部署、拠点(課内で割り振り予定)の窓口業務 ②外部からの問い合わせ対応(写真等) ③機内各部署・拠点からの問い合わせ対応(主にSNS) ④広報直点テーマについての対応	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日)
							上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
8	東京都	東南アジア・大洋州部 東南アジア第二課 (シンガポール連携、ガバナンス担当)	専門嘱託3号	事業調整・南南・三角協力	(1) カンボジア及びラオスのガバナンス分野における情報収集・分析 (2) シンガポール・パートナーシップ研修に係る協力方針や事業計画の立案 (3) 有償資金協力、無償資金協力、技術協力等の案件の形成、審査・実施監理 (4) 上記1～3に関する当機構内外(相手国政府、関係機関、他ドナー等)との協議・調整 (5) その他、協力事業を実施する上で必要な業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2028年6月30日)
				ガバナンス			上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
9	東京都	東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課 (タイ・ミャンマー(社会開発))	専門嘱託3号	援助アプローチ/戦略/手法	タイ及びミャンマーにおける以下の業務 (1) 担当セクター(社会開発(保健、社会保障)、インフラ開発、外国人材等)の情報収集・分析、協力戦略立案 (2) JICAの協力プログラムやプロジェクトの形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力(円借款)、無償資金協力及び技術協力の案件形成、審査・監理 (4) 人材育成事業(研修・招へい・留学スキーム等)に関する業務調整 (5) 上記業務に関連する当機構内外の関係者との調整 (6) その他、協力事業を実施するうえで必要な業務 (※担当国政府による案件要請状況等に伴う課内業務状況の変動により、担当国・分野の変更可能性あり。)	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
10	東京都	東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課 (タイ・ミャンマー(人材育成))	専門嘱託3号	援助アプローチ/戦略/手法	タイ及びミャンマーにおける以下の業務 (1) 人材育成事業(研修・招へい・留学スキーム等)に関する業務調整 (2) 担当セクター(社会開発、インフラ開発等)の情報収集・分析、協力戦略立案 (3) JICAの協力プログラムやプロジェクトの形成に関する企画や調査の実施 (4) 有償資金協力(円借款)、無償資金協力及び技術協力の案件形成、審査・監理 (5) 上記業務に関連する当機構内外の関係者との調整 (6) その他、協力事業を実施するうえで必要な業務 (※担当国政府による案件要請状況等に伴う課内業務状況の変動により、担当国・分野の変更可能性あり。)	1	期間の定めあり(2025年9月1日 ～ 2026年8月31日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
11	東京都	東南アジア・大洋州部東南アジア第五課 (フィリピン担当)	専門嘱託3号	平和構築	(1) 担当国、担当セクター（主に平和構築（ミナタナオ支援）、情報通信技術（地デジ、サイバーセキュリティ等）、ガバナンス（国税・税関等）等の情報収集及び分析、事業戦略立案 (2) JICAの平和構築（ミナタナオ支援）、情報通信技術（地デジ、サイバーセキュリティ等）、のプログラムやプロジェクト形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力（円借款）の案件形成・審査 (4) 無償資金協力、技術協力案件等の形成・監理 (5) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、調査 (6) 上記関係業務に関する当機構内外との業務調整、書類作成 (7) その他、協力事業を実施するうえで必要な業務	1	期間の定めあり(2025年8月1日 ～ 2026年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				情報通信技術			
12	東京都	中南米部中米・カリブ課	専門嘱託3号	援助アプローチ/戦略/手法	(1) 担当国（マクロ経済情報分析を含む）・セクターの情報収集及び分析、協力戦略の立案 (2) 個別の協力案件（技術協力、無償資金協力、海外投融資等）に関する企画や調査の実施、案件形成・審査・監理 (3) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、現地調査 (4) 米州開発銀行（IDB）など他の開発パートナーとの政策協議、連携協力案件の企画・実施 (5) 中米統合機構（SICA）やカリブ共同体（CARICOM）などの地域統合機関との政策協議、連携協力案件の企画・実施 (6) 上記関係業務に関するJICA内外の関係者との協議・調整 (7) その他、協力事業を実施する上で必要な業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
13	東京都	中南米部南米課	専門嘱託3号	民間セクター開発	(1) TSUBASAに関する業務 ①2025年度に開始するTSUBASA2025の実施管理・促進 ②TSUBASAプログラムの予算・契約管理 ③今後のTSUBASAプログラムを持続的に運営していくための方針策定 ④国内外のパートナーとの連携強化 (2) 域内の担当国に関する業務 ①域内国・セクターの情報収集及び分析、協力計画の立案の補助 ②個別の協力案件（技術協力、円借款、海外投融資等）に関する形成・審査・監理の補助 ③その他、協力事業を実施する上で必要な業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年3月31日) ※更新なし
				援助アプローチ/戦略/手法			
14	東京都	アフリカ部アフリカ第三課 (国担当業務)	専門嘱託2号	援助アプローチ/戦略/手法	(1) 担当国における協力の実施方針及びプログラムの作成 (2) 案件形成に関する業務（案件発掘・形成に係る調査の実施等） (3) 有償資金協力案件に関する計画、審査及び実施監理 (4) アフリカ開発会議（TICAD）プロセスに関する業務 (5) 担当国に関する情報収集・分析、対外発信	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
15	東京都	ガバナンス・平和構築部平和構築室 (共創・広報担当)	専門嘱託3号	平和構築	(1) 外部パートナーとの共創（共催イベントの運営、広報、その他調整） (2) 平和構築分野に係る他ドナーの事例・戦略の情報収集、分析 (3) 上記関係業務に関する当機構内外との業務調整、書類作成 (4) その他、協力事業を実施する上で必要な業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日) ※更新なし
				多岐にわたる分野			
16	東京都	ガバナンス・平和構築部 平和構築室 (難民支援・平和構築)	専門嘱託3号	平和構築	(1) 平和構築分野（難民支援、地雷対策等）の事業形成・実施・モニタリング・評価に関する業務 (2) 平和構築分野（難民支援、地雷対策等）に係る他ドナーの事例・戦略の情報収集、分析 (3) 上記関係業務に関する当機構内外との業務調整、書類作成、イベント対応 (4) その他、協力事業を実施する上で必要な業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日) ※更新なし
17	東京都	ガバナンス・平和構築部STI・DX室 (DX主流化業務)	専門嘱託3号	情報通信技術	(1) DXラボ、技術協力等にかかる事業監理、事務局運営、契約管理、関連手続き (2) JICA事業におけるDX主流化のための事業部門への支援 (3) 注力アジェンダに関連する組織、企業等との幅広い関係構築、DX推進取組みに係る共創 (4) JICA事業と連携したシステム導入に関する、企画支援、設計・開発の技術支援 (5) 国際潮流のJICA事業への反映に係る研究・具体策検討 (6) 対外・対内セミナー、研修等の開催に関する企画及び運営	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日) ※更新なし
18	東京都	人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム	専門嘱託3号	教育	(1) 世界各国の高等・技術教育分野の事業にかかる案件形成・実施・モニタリング・評価に関する業務（海外出張を含む） (2) 開発途上国の高等教育機関の教育・研究能力強化/マネジメント強化、大学間ネットワーク強化に関する我が国及び他ドナーの国際協力事例の情報収集、他ドナーの協力戦略の分析 (3) 高等・技術教育分野にかかる各種セミナー、ワークショップ等の企画、運営に係る支援 (4) 社会保障・障害と開発分野にかかる案件形成・実施に関する業務	1	期間の定めあり(2025年8月1日 ～ 2026年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				社会保障			
19	東京都	経済開発部 農業・農村開発第二グループ 農業・農村開発第五チーム (アフリカ地域の農業・農村開発/栄養改善)	専門嘱託3号	農業開発／農村開発	(1) 担当国における農業・農村開発分野の情報収集・分析・蓄積・発信等 (2) 担当国の技術協力（研修や留学生を含む）、資金協力に関する案件の実施監理、広報等 (3) JICAアフリカ食料安全イニシアティブとその取り組みに関する事務簡業務 (4) 担当国、担当案件に関する、先方政府、日本政府、国際機関、民間企業、その他関係者との連携促進 (5) その他、経済開発部が実施する各種業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				栄養改善			
20	東京都	インフラ技術業務部有償技術審査室 (基礎：道路・橋梁・運輸（鉄道、港湾、空港）、電力、上下水道、河川のいずれかの分野)	専門嘱託2号	多岐にわたる分野	(1) インフラ分野における円借款の技術審査に関連する支援業務 ①新規候補案件の技術審査に係るJICA内関係部署との調整 ②新規候補案件の審査情報収集及び資料作成 ③技術審査結果に係るデータの整理、事業費の積算に用いる為替、インフレ率など経済基礎データの更新・管理等 ④道路・橋梁、運輸、電力、上下水道、河川など主要な支援分野における本邦企業の技術、製品に係る情報収集、整理・分析等 ⑤技術審査に参加する外部専門家の雇用に係る内部調達手続き業務 (2) その他、当部署の有償資金協力事業に関連する業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日 ～ 2026年6月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
21	東京都	審査部 環境社会配慮審査課 環境社会配慮監理課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) JICAの事業が環境や社会に及ぼす負の影響を回避・緩和するために、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に基づき、案件担当者として、協力事業の環境社会配慮に係る業務（相手国等との協議、事業サイト踏査、協議文書の作成を含む環境審査、実施中事業の環境社会配慮状況のモニタリングなど）を行う。 (2) 外部関係者からなる「環境社会配慮助言委員会」の開催支援や、世界銀行やその他の開発金融機関等のEnvironmental and Social Framework/セーフガードポリシー等やその調和化に関する調査・情報収集・意見交換、JICA職員等向けの研修講師等を行う。	1	期間の定めあり(2025年7月1日～2026年3月31日) ※更新なし
				自然環境保全			
22	東京都	国際協力調達部契約推進第一課・第二課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 国際協力プロジェクトにおけるコンサルタント等の調達業務 (2) 入札等選定業務・契約管理（調達方針の立案、コンサルタント選定、交渉、契約締結） (3) 調達プロセスの透明性・公正性を確保し、最適な調達戦略を実施 (4) 案件主管部、受注者等との関係構築およびパフォーマンス管理 (5) 国や国際機関等の調達ルールに準拠した調達プロセスの実施	2	期間の定めあり(2025年7月1日～2026年6月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				一般事務・経理			
23	東京都	国際協力調達部調達経理課	専門嘱託3号	一般事務・経理	(1) 国際協力調達部が契約主管部門となる契約にかかる精算・支払等の経理事務 (2) 専門家、海外協力隊等への手当および所属先への協力金等に係る経理事務 (3) 課内業務の改善提案、業務自動化の推進 (4) JICA内外からの照会対応、監査・検査対応、説明会・勉強会等の実施 (5) その他、国際協力調達部長が別途指示する業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日～2026年6月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
24	東京都	青年海外協力隊事務局計画課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) JICAボランティア事業に係る戦略・計画・評価に関する業務 (2) 部門内における事業運営プロセスの横断的検討に関する業務 (3) 業務合理化、システム開発等の部門横断検討チームの運営補佐等 (4) 関連行事・イベント（事業先定60周年記念式典、外務大臣感謝状授与式等）に関する業務 (5) その他、青年海外協力隊事務局長が指示する業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日～2026年6月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
25	兵庫県	関西センター企業連携課 (民間連携事業担当)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する実施監理業務（採択済担当案件に関する契約交渉に向けた契約内容の精査、契約管理、契約先企業やコンサルタントとの各種連絡・調整及び契約管理上必要となる書類等の作成・内容確認、在外事務所を含むJICA関連部署との連絡・調整、予算管理など） (2) 関西企業からのビジネス海外展開にかかる相談対応業務（民間企業からの問合せ、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」応募にかかるコンサルタント対応、関連情報の収集及び民間企業への提供、セミナーなどでの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」制度説明・応募相談等） (3) 中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する審査関連業務 (4) JICAコラボデスクに関する業務（調達・契約業務、契約管理、予算管理など） (5) 担当する府県等における企業支援機関との関係構築・強化 (6) その他、広報など横断的に事業実施に必要な業務	①②	①期間の定めあり（2025年7月1日～2026年6月30日） ②期間の定めあり（2025年8月1日～2026年7月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で①採用日から2年（更新回数1回）、②採用日から3年
26	兵庫県	関西センター市民参加協力課 (JICA海外協力隊経験必須)	国内協力員	市民参加	関西2府4県におけるJICA海外協力隊事業に係る以下の業務。 (1) 海外協力隊の募集に関連する業務 (2) 海外協力隊の周知に関連する業務支援 (3) 海外協力隊応募相談対応（連携先開拓含む） (4) 地域での海外協力隊事業の推進に係る国際協力推進員、OV会等外部団体との連携調整・連携強化に関する業務 (5) その他事業実施に必要な業務（決裁文書作成、経理処理（謝金支払い等）含む）	1	期間の定めあり(2025年7月1日～2026年6月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				日本国内の社会課題への対応・多文化共生			
27	香川県	四国センター業務課 (JICA海外協力隊経験必須)	国内協力員	多岐にわたる分野	(1) 国内機関における関連業務（JICA海外協力隊事業に関する説明会、相談会、イベント出席等の企画、調整、実施、各種イベントの発着者手配、謝金支払、各種情報とりまとめ等） (2) JICA海外協力隊募集にかかる各種広告媒体の企画・政策・提出管理補助 (3) JICA海外協力隊セミナーの企画、実施（大学等との実施にかかる企画、調整、実施、発着者手配、謝金支払、各種情報とりまとめ等） (4) 各種応募相談対応 (5) JICA海外協力隊事業の推進に関し国際協力推進員との連携調整業務 (6) JICA海外協力隊の出発前周回の取組・帰国報告会調整、派遣中隊員及び帰国隊員との連絡・調整、家族連絡会、社会還元促進にかかる連携調整業務 (7) 育てる会、OV会との連携調整業務	1	期間の定めあり(2025年7月1日～2026年6月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
28	東京都	ガバナンス・平和構築部STI・DX室 (サイバーセキュリティ)	アソシエイト専門員4号	情報通信技術	(1) サイバーセキュリティクラスター運営支援、同戦略文書の更新、モニタリング・評価 (2) サイバーセキュリティクラスターを構成する事業の案件形成、実施監理の実施（調査団への参加を含む） (3) サイバーセキュリティの動向整理・分析及びJICA事業への還元、援助潮流の把握と国際場裏での発信 (4) サイバーセキュリティ支援に関するコミュニティ形成	1	期間の定めあり（2025年7月1日～2026年6月30日まで） 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
29	東京都	経済開発部 民間セクターグループ第一チーム (産業界人材選流)	アソシエイト専門員4号	民間セクター開発	(1) 国際潮流、国内潮流、協力対象途上国の動向に係る情報収集・分析を踏まえたグローバル・アジェンダ・ナレッジマネジメントの牽引・国際会議への登壇や国際的なイニシアティブにおける国内外関係機関との調整を含む情報発信、関係機関との調整、ネットワーク構築 (2) 外国人材受入・送出に係る案件における関係機関との情報交換や具体的な連携策の協議、民間企業とJICAとの連携活動の実施 (3) 民間セクター開発特に関外国人材選流関連分野に関する各種情報の収集・整理・分析 (4) JICA内外の人的育成への助言/参画（講師業務を含む）	1	期間の定めあり（2025年7月1日～2026年6月30日まで） 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				日本国内の社会課題への対応・多文化共生			
30	東京都	アフリカ部アフリカ第四課 (仏語圏アフリカ)	特別嘱託4号	援助アプローチ/戦略/手法	(1) 中西部仏語圏アフリカ数カ国（主にサヘル地域）の国担当業務 ①協力方針の立案、 ②新規案件の採択に係る検討 ③実施中案件に係る各種調整等 (2) 中西部仏語圏アフリカを対象とした資金協力の案件形成支援 ①案件案の発掘、 ②関係部との調整、 ③関係省庁との調整 (3) 中西部仏語圏アフリカへの出陣 ①オンラインで対応困難な調整・対話等については、現地出張を行う。 現地セミナーの開催支援、案件形成に向けた情報収集・協議等。 (4) 情報収集・発信 ①担当国をはじめサヘル地域の情報収集及び情報発信 ②組織内セミナーの企画・実施支援	1	期間の定めあり（2025年7月1日～2026年6月30日まで） 本契約は更新されることはありません。ただし、企画調査員等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。（その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）
				多岐にわたる分野			

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
31	東京都	経済開発部 農業・農村開発第一グループ第三チーム (市場志向型農業振興 (SHEP))	特別嘱託4号	農業開発／ 農村開発	(1) SHEP (市場志向型農業振興) アプローチの広域展開に向けた業務 ①JICAグローバル・アジェンダ「農業・農村開発 (持続可能な食料システム)」における「小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP)」クラスター事業戦略の推進に向けた、クラスター全体の進捗状況の把握、集計 (他開発パートナーにおける進捗状況の把握を含む) ②各所で展開されているSHEPクラスター関連案件の業績等の比較による、クラスター事業戦略のより良い展開に向けた教訓の抽出、取りまとめ、関係者への共有 ③民間部門、市民社会、各国政府、国際機関との連携促進に係る支援業務 (国際ワークショップ開催支援等) (2) SHEPクラスター関連案件の管理・モニタリングを通じた実施促進	1	期間の定めあり (2025年7月1日～2026年6月30日まで) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
32	東京都	経済開発部 民間セクター開発グループ 第二チーム イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援 (NINJA)	特別嘱託4号	民間セクター開発 多岐にわたる分野	(1) 企業競争力強化及び起業家支援に関する国内外動向に関する情報収集・分析 (2) 国際機関、他ドナー、民間企業等との連携に関する調整 (3) 企業競争力強化及び起業家支援分野に係る案件の計画・立案・評価・監理及びそのための調査団への同行 (4) 企業競争力強化及び起業家支援に関するナレッジの蓄積、対外発信及びナレッジ・マネジメント、ネットワーク運営補佐 (5) 国内外の関連会議における情報収集及びネットワークキング	1	期間の定めあり (2025年7月1日～2026年6月30日まで) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
33	東京都	社会基盤部 都市・地域開発グループ 第一チーム (地域活性化・交通まちづくり)	特別嘱託3号	都市開発・ 地域開発 日本国内の社会課題への対応・多文化共生	(1) 日本および開発途上国自治体等の当グループ事業への参画促進、連携状況の可視化、マッチング、既往技術協力事業の実施監理、新規事業検討・形成支援 (2) JICA開発大学院連携「持続可能な都市開発」コースの留学生受入手続、研究進捗モニタリング、日本の都市・地域開発理解のためのプログラム企画・実施、来日研修帰国後のネットワーク強化の取組 (3) 地域活性化、交通まちづくり分野の研修、招へい事業の企画・実施 (4) 交通事業における日本国内の外国人材の現況把握・活用に向けた新規事業検討・形成支援	1	期間の定めあり (2025年7月1日～2026年6月30日まで) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
34	東京都	アフリカ部アフリカ第三課 (ポルトガル語圏南部アフリカ)	ジュニア専門員	援助アプローチ／戦略／手法 多岐にわたる分野	(1) 担当国に関する情報収集・分析・対外発信 (2) 案件形成に関する業務 (協力の実施方針及びプログラムの作成、案件発掘・形成に係る調査の実施等) (3) 有償資金協力案件に関する計画、審査及び実施管理 (4) 担当国及び事業に関するJICA内外との総合調整並びにアフリカ開発会議 (TICAD) プロセスに関する業務 (5) 南米 (主にブラジル) との三角協力の形成に関する業務	1	期間の定めあり (2025年7月1日～2026年6月30日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
35	東京都	アフリカ部アフリカ第四課 (仏語圏アフリカ)	ジュニア専門員	多岐にわたる分野	アフリカ部アフリカ第四課は、仏語圏アフリカ諸国18か国を所管し、当該地域における協力方針の策定、協力プログラムの調整、新規案件の形成等を実施している。 ジュニア専門員は、当該において、以下のような実務研修を行う。 (1) 当該が所管する仏語圏アフリカ地域の国々への事業方針策定への参画や、担当職員の指導のもとでの案件形成、運営管理の業務 (海外出張を含む) を通じて、同地域に対するJICAの協力の全体像を学ぶ。 (2) 当該地域に関する国際社会、国際機関、日本政府、JICAの政策課題や組織目標・計画の動向、関連事業に関する情報収集、分析、発信を行い、同分野に関するナレッジを蓄積する。 (3) 国内外の会議等の準備・参加を通じて、グローバル、地域レベルでの開発パートナーとの協議等の理解を深める。	1	期間の定めあり (2025年8月1日～2026年7月31日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、企画調査員等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
36	東京都	人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム (障害と開発)	ジュニア専門員	社会保障	(1) 障害と開発分野等の事業の実施方針案の作成及び案件発掘形成 (2) 障害と開発分野プロジェクト等の案件企画 (3) 障害と開発分野プロジェクト等の運営管理 (4) JICA内の障害者主流化促進に関する業務 (他分野、他事業における障害者主流化促進のための助言等) (5) 上記事項に関するナレッジ・マネジメント・ネットワーク関連業務及び情報収集	1	期間の定めあり (2025年7月1日～2026年6月30日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
37	東京都	社会基盤部 都市・地域開発グループ 第二チーム (都市開発・まちづくり)	ジュニア専門員	都市開発・ 地域開発	(1) 都市開発分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析、形成、実施、評価 (2) 都市開発分野関連のセミナーなどの開催支援 (3) 都市・地域開発分野の事業に係る詳細計画策定調査、管理 (含む予算) (4) 事例会議、国別研修、招へい事業等の企画・実施 (5) ナレッジの対外発信、ネットワーク形成	1	期間の定めあり (2025年7月1日～2026年6月30日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
38	東京都	地球環境部 水資源グループ水資源第二チーム (統合水資源管理)	ジュニア専門員	水資源	(1) 統合水資源管理分野 (都市給水と地方給水、衛生分野を含む) に係る情報収集、分析 (2) 統合水資源管理分野 (都市給水と地方給水、衛生分野を含む) に係る協力案件や研修事業の計画策定及び実施管理 (3) 統合水資源管理分野 (都市給水と地方給水、衛生分野を含む) に係る関連大学、研究機関、民間企業等との連携促進	1	期間の定めあり (2025年7月1日～2026年6月30日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
39	東京都	地球環境部 防災グループ防災第二チーム (地震・津波対策)	ジュニア専門員	防災 気候変動対策	(1) 地震・津波対策に係る協力案件の計画策定及び実施管理 (含：課題別研修) (2) 地震・津波対策に関するこれまでの事業等が蓄積された知見の集約と、内外に向けた発信コンテンツの作成 (3) 地震・津波対策に係るグローバル、地域レベルでのパートナー (関連大学、研究機関、民間企業) との連携促進	1	期間の定めあり (2025年7月1日～2026年6月30日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)